

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 富山国民年金 事案 247

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで  
昭和 55 年に A 市から B 市へ行き、同市 C 区の D 事業所で 58 年の年末まで働き、59 年 1 月に A 市に戻った。  
B 市では、市内にあった 2 か所の信用金庫又は同市 C 区にあった E 銀行のいずれかで口座振替により国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 52 年\*月から現在まで、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無く、申立人の納付意識は高かったと考えられる上、申立期間は 6 か月と短期間である。

また、申立人は、口座振替により国民年金保険料を納付したとしているものの、B 市の国民年金保険料検認状況一覧票等により申立期間直前の昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの期間は納付書で保険料を納付していることが確認できる上、B 市は、「時期は不明であるものの、申立人が口座振替解約の届出を行った昭和 58 年 9 月 9 日以後に申立期間の国民年金保険料の納付書を交付したと思われる。」と回答していることから、申立期間の保険料の納付書が同市から申立人に送付されたと考えられ、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年4月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年8月1日から13年3月30日まで  
② 平成13年3月30日から同年4月2日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額は、9万2,000円又は9万8,000円と記録されていたが、合理的な理由のない遡及減額処理がなされた記録であると認められ、平成10年7月から13年2月までの期間については、年金記録回復基準に基づき23年7月7日付けで年金事務所において訂正されたものの、申立期間①の標準報酬月額は30万円に戻っただけである。

申立期間①の給与額は59万円だったので、その額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②については、平成13年3月末日以後も同社で引き続き勤務していたのに、オンライン記録では同年3月30日に厚生年金保険の資格を喪失していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の事業主、社会保険事務担当者二人及び元同僚一人の証言により、申立人が平成13年4月1日まで同社で勤務していたことが推認できる。

また、A社の社会保険事務担当者二人のうち、一人は、「平成13年3月30日に同社の被保険者資格を喪失している者(13人)の同年3月分の給与から厚生年金保険料を控除した。また、同社の給与の形態は月給制、締め日は月末、支給日は毎月10日であり、厚生年金保険料は当月控除だった。」とし

ており、ほかの一人は、「同社の最後の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成13年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間②の保険料を納付したか否かは不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、「申立期間①の標準報酬月額は、年金記録回復基準に基づき平成23年7月7日に30万円に回復しているものの、当時の給与額は59万円だった。」と主張している。

しかし、A社は、既に廃業しており、当時の事業主は、賃金台帳等の資料は保存していないと証言していることから、当該期間における申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、オンライン記録により連絡先が判明した当時の同僚（9人）に照会しても、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

申立期間の標準報酬月額が56万円となっているが、ねんきん定期便を見ると厚生年金保険料の納付額は、私が保管していた給与賞与明細書に記載してある控除額と相違している。

申立期間の給与賞与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(62万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の保険料に係る詳細な資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準賞与額に係る記録を30万1,000円、申立期間④の標準賞与額に係る記録を39万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日  
② 平成20年8月5日  
③ 平成20年12月20日  
④ 平成21年8月15日

A社から申立期間①から④までに係る賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が少額となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③及び④については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③を30万1,000円、申立期間④を39万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、誤って控除後の現金支給額で

届け出た結果、厚生年金保険料を過少に納付した旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間③及び④の上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②について、A社から提出された賃金台帳によると、申立人に対し申立期間①は19万円、申立期間②は39万3,000円の賞与が支給されているものの、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで  
昭和49年4月にA社本社から同社B支店へ異動した。

本社から支店へ異動しただけなのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の証言及びA社からの回答により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる資料等はないものの、申立人は、「昭和49年4月1日からB支店に勤務したと思う。」としており、申立人と同じ時期にA社本社から同社B支店へ異動したとする同僚二人も、申立人が同年4月に異動した旨の証言をしていることから、申立期間については、同社本社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和40年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月10日から同年3月1日まで  
昭和36年3月にA社に入社し、40年2月上旬に同社から同社B本社に異動した。  
申立期間についても、A社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が1か月間空白となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名票及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年2月10日に同社から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていない旨回答しており、A社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」でも、申立人の資格取得日が昭和40年3月1日として届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 富山厚生年金 事案 866（事案 153 及び 292 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで  
申立期間については、平成 21 年 4 月 15 日付け及び 22 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受け取ったが、A社（現在は、B社）に勤務して、毎月 1 日、同社C支社へ厚生年金保険料として 500 円を持参していたのは確かであり、年金記録確認第三者委員会の結論に納得がいかないため、再々度、調査の上審議してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i) A社は、申立人は昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 3 月 4 日まで当社に嘱託社員として在籍していたが、嘱託社員には厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと回答していること、ii) D市の記録により、申立人が申立期間中の 49 年 10 月 23 日から現在に至るまで継続して国民健康保険に加入していることが確認できること、iii) このほか、申立人の申立期間のうち、同年 3 月 5 日から同年 8 月 31 日までの期間における同社での勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについて、申立人は、新たに「毎月 1 日、A社C支社へ厚生年金保険料として 500 円を持参していた。」と主張したものの、i) 同社C支社は、嘱託社員からは厚生年金保険料を徴収していない上、厚生年金保険料の徴収方法は給与から控除する方式を採っており、現金受領は行っていないと回答していること、ii) 申立期間に係る厚生年金保険料額（被保険者負担分）は、当時の最も低い等級の標準報酬月額（2万円）で計算しても 580 円となり、申立人の主張する額（500 円）を超えることな

どから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 1 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「申立期間において A 社で勤務しており、毎月 1 日、同社 C 支社へ厚生年金保険料として 500 円を持参していた。」と改めて主張し、再々度の申立てを行っている。

しかし、今回の主張の内容は、前回申立て時と同じであり、申立人から新たな資料等の提出も無いことから、当該主張のみでは、当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当初の委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。